

第82回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成27年7月24日(金)

開催場所 北海道運輸局6F会議室

□議 題□

1. 審議事項

なし

2. 報告事項

管内船員職業安定業務取扱状況(平成27年6月分)について

離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて

離職四法に基づく休職者手帳簿給数及び支給実績について

3. その他

情報交換

□議事概要□

1. 事務局より平成27年6月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があり、労働者委員より新規の求人は、「えびこぎ」について船員法適用船かとの質問があり、事務局より船員法適用船であるとの回答があった。また、労働者委員より減船以外で会社都合により離職した事例はあるかとの質問があり、事務局より、提出された離職票により確認しているが、会社都合により離職した事例はあったとの回答があった。公益委員より20歳未満の求職者がいるが、何歳かとの質問があり、事務局より18歳で海上技術学校を中退された方であるとの回答があった。また、公益委員より「漁特法」による漁業離職者職業転換給付金の転換という意味は、陸上の仕事に転換するという意味かとの質問があり、事務局より陸上の仕事という意味ではないとの回答があった。また、使用者委員より減船により離職した船員のうち2名が「漁特法」の期間不足であったことについての説明を求められた。事務局より減船離職日前1年間か又は2年間に6か月ずつの乗船期間が必要との回答があった。また、公益委員より雇用保険が適用にならない人は、「漁特法」の給付金も適用にならないのかとの質問があり、事務局より雇用保険が適用にならない場合でも、「漁特法」の適用になればすぐ給付金が受給できる。雇用保険が適用になった場合は、雇用保険の受給満了後に「漁特法」の給付金が受給できると回答した。また、使用者委員より北海道と本州の求人では賃金の違いはあるのかとの質問があり、事務局より確認はしていないが、今後注意していくとの回答があった。

2. 情報交換に入り、労働者委員より第97次FOCキャンペーンで、7月7～9日、苫小牧港と室蘭港において4隻の査察をしたとの報告があった。

3. 次回の船員部会は平成27年8月28日(金)13時30分より開催することを確認した。
(以上)